

○印西市安全で安心なまちづくり推進条例施行規則

平成19年 2 月16日規則第 9 号

改正

平成23年12月26日規則第19号

平成30年 3 月29日規則第21号

印西市安全で安心なまちづくり推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印西市安全で安心なまちづくり推進条例（平成18年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市、市民及び事業者の推進事項)

第 2 条 条例第 4 条第 3 項に規定する市の必要な支援として、夜間における生活安全の確保を図るため、防犯灯を設置し、又は管理する地域団体に対し、印西市防犯灯設置費等補助金交付規則（平成元年規則第23号）により経費の一部を補助するなど、環境整備及び犯罪の防止を推進するものとする。

2 条例第 5 条並びに第 6 条に規定する市民及び事業者の役割として、夜間における生活安全の確保を図るため、必要と認められる地域において、家屋、事業所等の照明の点灯及び一戸（門）一灯運動の推進に努めるものとする。

(高齢者等への配慮)

第 3 条 市、市民、事業者及び関係行政機関等は、条例第 8 条に規定する犯罪被害に遭いやすい高齢者及び障害者（以下この条において「高齢者等」という。）を守るため、平素から交流を図るとともに、地域の安全に関する情報の提供に当たっては、高齢者等が容易に理解できる内容、方法等で提供するように努めるものとする。

(通学路等における安全確保)

第 4 条 市民、関係行政機関等、児童及び生徒（以下この条において「児童等」という。）の保護者及び学校の管理者は、条例第10条に規定する通学路等における児童等の安全を確保するため、犯罪等の被害に遭わないよう安全を見守るとともに、あいさつ及び適切な声かけの実施等により育む活動を推進するものとする。

(土地等の適切な管理)

第 5 条 市内に土地等を所有し、占有し、又は管理する者は、条例第11条に規定する犯罪の防止及び安全な環境を確保するため、草刈り、植栽の剪定等による視認性の確保及び犯罪を行おうとする者の接近を妨げるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協議会)

第 6 条 条例第13条に規定する印西市安全で安心なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規則第21号抄)

(施行規則)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。